

○議案第 16 号 守口市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険法の改正により、平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移行することに伴い、当該制度改正に対応するため所要の改正を行うとともに、あわせて保険料率等を大阪府の共通基準に統一することが主な改正内容であります。

本委員会といたしましては、審査の結果、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、今回、大阪府の方針に基づき、賦課限度額が法施行令で定める額とされ、国保運営に対する市議会としての関与が削られること、また、減免制度も府下で統一され、低所得者に配慮した市独自の激変緩和措置すら講じられていないとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

以上、委員長報告といたします。